

## 総論事項(基本理念、到達目標と評価、研修期間・診療科等)

1. 基本理念等について
2. 到達目標について
3. 到達目標の達成に係る評価について
4. 臨床研修全体の研修期間について
5. 研修診療科及び各診療科ごとの研修期間について

### 1.基本理念等について

#### (現状)

- 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日厚生労働省医政局長通知(以下、「施行通知」という。))において、臨床研修については、「医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力(態度・技能・知識)を身に付けることのできるものでなければならないこと」とされている。

#### (論点案)

- ・臨床研修制度の基本理念は、社会情勢や関係者の評価等を踏まえ、適切なものといえるか。

### 2. 到達目標について

#### (現状)

- 施行通知において、「臨床研修の目標」は、「臨床研修の到達目標」(施行通知別添1)を参考に、臨床研修病院が当該研修プログラムにおいて研修医の到達すべき目標として作成するものであり、「臨床研修の到達目標」を達成できる内容であることとされている。

「臨床研修の到達目標」は、

- I 行動目標(医療人として必要な基本姿勢・態度)
- II 経験目標(A 経験すべき診察法・検査・手技、B 経験すべき症状・病態・疾患  
C 特定の医療現場の経験)

により構成されている。



#### (論点案)

- ・「行動目標」は、臨床研修制度の基本理念、社会情勢、関係者の評価等を踏まえ、適切な項目となっているか。
- ・「経験目標」は、臨床研修制度の基本理念、社会情勢、関係者の評価等を踏まえ、適切な項目となっているか。
- ・研修医の到達目標の達成状況は、臨床研修制度の基本理念、社会情勢、関係者の評価等を踏まえ、適切か。

### 3. 到達目標の達成に係る評価について

#### (現状)

○施行通知により、研修期間中の評価については、以下のとおり定められている。

- ・形成的評価により行うことが重要であり、研修医ごとの研修内容を改善することを主な目的とすること。
- ・研修医及び指導医は、「臨床研修の目標」に記載された個々の項目について、研修医が実際にどの程度履修したか随時記録を行うものであること。
- ・研修の進捗状況の記録については、研修医手帳を利用するほか、インターネットを用いた評価システムなどの活用も考えられること。
- ・指導医等は、定期的に、さらに必要に応じて随時研修医ごとに研修の進捗状況を把握・評価し、研修医が修了基準に不足している部分を研修できるよう配慮すると共に、評価結果を研修医にも知らせ、研修医及び指導スタッフ間で評価を共有し、より効果的な研修へとつなげるものであること。

○研修期間終了時の評価については、以下のとおり定められている。

- ・総括的評価により行い、研修医ごとの臨床研修修了の判断を行うことをその目的とすること。
- ・研修医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して研修医ごとの臨床研修の目標の達成状況を報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の修了認定の可否についての評価を行うこと。
- ・評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修の目標の達成度の評価(経験目標等の達成度の評価及び臨床医としての適性の評価)に分けて行い、両者の基準が満たされた時に修了と認めるものであること。
- ・なお、最終的な認定に当たっては、相対評価ではなく、絶対評価を用いるものであること。



**(論点案)**

- ・到達目標の達成についての評価は、適切といえるか。
  - 研修医の評価は、適切といえるか。
  - プログラムの評価は、適切といえるか。
  - 研修のプロセスの評価は、適切といえるか。
  - 研修のアウトカムの評価は、適切といえるか。
- ・EPOC の今後の普及について、どう考えるか。
- ・妊娠出産等による休止、中断や未修了への対応、また研修期間中の大学院進学や障害を有する研修医への対応について、何らかの具体的な方策を考える必要があるか。

**4. 臨床研修全体の研修期間について**

**(現状)**

○ 現在、医師法において、臨床研修の研修期間は「2年以上」と規定されている。

-医師法 第16条の2第1項-

診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



**(論点案)**

- ・臨床研修の研修期間は、現行の「2年以上」が適切か。

**5. 研修診療科及び各診療科ごとの研修期間について**

**(現状)**

○研修科目

平成 22 年度開始プログラムより、研修科目の構成要件が変更され、従来、内科、外科、救急部門(麻酔科を含む。)、小児科、産婦人科、精神科、地域保健・医療の7診療科が必修であったところ、内科、救急部門、地域医療の3診療科が必修、選択必修の外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の5診療科のうち2診療科を履修することがプログラム要件とな

った。平成 22 年度のマッチング結果では、実際の必修診療科ごとの研修プログラムの内定者の状況としては、7診療科必修のプログラム、3診療科以外に必修としている診療科があるプログラム、3診療科のみ必修としているプログラム、それぞれおおよそ同数ずつ分布している状況となっている。

#### ○研修期間

平成 23 年臨床研修修了者アンケート調査(厚生労働省)によると、平成 21 年度までの7科必修の制度下における臨床研修期間2年間の診療科ごとの履修期間の平均は、内科 8.0 ヶ月、外科系 3.2 ヶ月、麻酔科 2.2 ヶ月、救急 1.7 ヶ月、小児科 1.8 ヶ月、産婦人科 1.5 ヶ月、精神科 1.2 ヶ月、地域・保健医療 0.9 ヶ月、その他 3.3 ヶ月となっていた。平成 22 年度開始プログラムより、要件が弾力化され、内科 6 ヶ月以上、救急部門 3 ヶ月以上、地域医療 1 ヶ月以上履修することが定められた。



#### (論点案)

- ・現行の必修、選択必修とする診療科は適切か。
  - 平成22年度開始プログラムより選択必修となった、外科、小児科、産婦人科、精神科についてどう考えるか。
- ・現行の必修、選択必修とする診療科についての研修期間は適切か。
  - プログラムの自由度(選択診療科の研修期間)をどの程度認めるべきか。
  - 病院群での研修期間(原則として、基幹型病院は8月以上、協力施設は3月以内)をどう考えるか。